

横浜、八王子、鎌倉に徴兵署と検査場が、一八七八(明治十二年)年には、横浜、藤沢、八王子、小田原にもそれぞれ設置されて、一日ないし二日間、戸長や徴兵議員などが詰めて、検査を受ける青年たちと同様、緊張した面持ちで検査の成り行きを見守っていた。彼らにとっても、徴兵使による徴兵検査は、下検査の精粗や免役理由書の作成などの徴兵事務を監査されることでもあったからである。一八七九年十月には下検査に県官を派遣することを廃止した(『神奈川県史料』第一巻、『神奈川県布達』一八七八年二月一日、『神奈川県郡宛達』一八七九年十月十日(山口家文書))。

### ふえる徴兵忌避

一八七八(明治十二年)年四月九日、神奈川県権令野村靖は、旧足柄東郡を除いた各大区へつぎのような達を出してゐる。

「別紙島村為二郎外九十八人本年徴兵検査ノ際逃亡或ハ病氣事故等ヲ以テ不参候ニ付来明治十二年へ差廻シ可遂検査旨其筋ヨリ違有之候条其父兄へ豫テ可達置此旨相達候事」(『神奈川県布達』一八七八年四月九日)。

徴兵令に反対する農民一揆が、武力で鎮圧されてからは、これまでよりも免役規定を利用した徴兵忌避の動きが全国各地で活発となっていた。県権令野村靖名のこの「県達」が物語語っているように、逃亡などによる徴兵忌避の動向は、県当局の懸念な監督指導にもかかわらず、いっこうに減るきざしは見えなかったのである。それどころか、免役規定の抜け道をとらえた徴兵忌避はかえって燃えひろがっていた。

国民皆兵の原則といっても、実際に常備兵として徴兵されたものは、ごく少数であった。これは免役が多かったためと、猶子、除役、落籤、不合格、逃亡、そして補充兵にまわされるものがあったためなどであった。神奈川県は、壮丁者総数に對する常備兵の割合は、第十二表によると、一八八〇(明治十三年)が、壮丁者総数五千七百三十六人のところ、四百十八人の七・二八割で、一番高い一八八四(明治十七)年でさえ、七千二百二十六人のうち六百五人と、八・四九割にしかすぎない。ピークの一

第12表 神奈川県常備兵徴収人員表(1880年~1893年)

年次	壮丁総員	徴収人員	常備	補充	免役	逃走・失跡・徴収もれ
1880	5,736人	499人	418人	81人	4,798人	297人
1881	6,430	661	368	293	5,275	253
1882	5,987	810	504	306	4,733	287
1883	6,895	722	561	161	5,380	340
1884	7,126	1,320	605	715	5,208	284
1885	8,059	4,656	565	4,091	2,196	185
1886	9,478	4,999	366	4,633	1,927	780
1887	16,658	3,893	688	3,205	3,375	1,528
1888	9,016	2,913	341	2,572	1,633	752
1889	7,433	1,810	329	1,480	4,411	795
1890	7,718	3,188	367	2,807	2,251	500
1891	8,435	3,379	420	2,959	2,197	641
1892	9,407	3,643	437	3,206	600	667
1893	7,587	2,156	337	1,816	555	670

『神奈川県統計書』から

八八四(明治十七)年を境に減少し、一八八五(明治十八)年から一八九三(明治二十六)年までは、一年に平均四・六六割にすぎない。人口に対する壮丁者の率はほとんど変化がないから、政府の強調する国民皆兵などという看板とはおよそかけ離れていたのが実情である。最大の原因は免役者が圧倒的に多かったからである。

免役規則はすでにみたように不公平な内容を持っていたが、この規則を巧みに用いて、なんとか徴兵をまぬがれようとする者は跡を絶たなかった。人々は「学制」が「奪子」であるとすれば、徴兵は賦役労働であり、一家の労働の柱を「御供物」として取りあげる「奪柱」ともいふべき災難としてとらえていたのである(『明治文化全集』第二〇巻所収「開化人口」「文明田舎問答」)。しかも徴兵される本人はもちろんその家族も、本人が常備兵として入営すれば、「俗世間」とちがう規律と、厳しい訓練によって成り立っている「軍隊社会」での人間性喪失の恐れや戦争に生命の危機感などから、徴兵忌避の心情は人々の中に流れていたのである。だから徴兵検査不合格の者が、「身祝い」と称して祝宴を張る風潮に対して、神奈川県参事高木久成の名で、検査不合格者は「柔弱」なのだから、身祝いをするのは、人心を

第2章 神奈川県再編と諸改革

第13表 徴兵並びに免役簿人員対照表

年次	軍管		全 国	第 一 (東京)	第 二 (仙台)	第 三 (名古屋)	第 四 (大阪)	第 五 (広島)	第 六 (熊本)
	総 計	人							
1874	273,293	徴兵 免役	51,665 221,628	11,271 52,084	7,969 22,123	7,426 32,528	10,715 45,348	9,033 38,490	5,251 31,055
1875	309,737	徴兵 免役	47,736 262,001	8,376 75,310	7,831 28,906	6,819 37,490	6,999 50,672	9,610 36,014	8,101 33,601
1876	296,083	徴兵 免役	53,224 242,859	9,259 62,320	10,212 24,550	8,526 35,745	6,826 49,911	11,004 38,775	7,397 31,558
1877	300,975	徴兵 免役	51,403 249,572	10,139 63,671	10,931 24,950	7,862 36,261	6,061 53,595	10,358 42,219	6,052 28,876
1878	314,821	徴兵 免役	24,140 290,681	4,424 70,022	5,841 27,244	2,752 42,904	2,656 64,977	4,437 47,917	4,030 38,017

『太政類典』第3編 第49巻による 1875年と1878年の全国欄の数値は各軍管の数値と合わないがそのままとした。

感し、因循の心をおこすので、とんでもないことであると、戸長に監督の強化を  
求めるような事態も生じていた(『町田市史』下巻)。

「徴兵徴役一字の違い、腰にサーベル鉄鎖」(松下芳男『徴兵令制定史』)、とい  
う歌は、後年に作られたのだが、懲役に行つて(犯罪を犯して)、徴兵を免れよう  
とする者まであらわれる始末であつた。百八十ページの第十二表と百八十一ペー  
ジの第十三表のように、徴兵適齢者に占める免役者の比率は、全国で、なんと八  
〇%から九〇%台である。神奈川県を管轄下としていた第一軍管東京鎮台も、同  
様である。免役者のほとんどが「嗣子・承祖の孫・養子・相続人」や、「戸主」の  
場合であつた。一八七九(明治十二)年の免役規定の全面改正で、免役の範囲が、  
狭められたが、徴兵該当者はこぞつて免役の理由のでつちあげにつとめた。年々  
徴集に応じた一万人余は、免役の口実をつくる工夫がなく、やむを得ず兵役に服  
した者であるとさえみられていた(伊藤博文編『兵制関係資料』)。免役の口実のう  
ちで、最も多かつたのが「家」に関するものであつた。一八七七年、県ではつぎ  
のような「達」を区戸長らに発して、「分家分籍」や「相続換」「帰籍」などの安  
易な願出は、「種々ノ不都合ヲ醸シ或ハ修身方向ヲ過リ候」と述べて、これらの  
願出が徴兵免役の手立てとなつてゐることを十分に知つていた。

「分家分籍致シ度者ハ其職業ニ従事シ独立活計ノ見据相立可願出管ノ処往々一時ノ都合



神奈川県内で発行された徴兵服  
子条項を解説してある『徴兵服  
役便覧』 県史編集室蔵

ヲ以幼男女等ヲ分家分籍シ追テ生計不相立或ハ病身等ノ事故ヲ以相統換又ハ婦  
籍等願出候者有之右者最初輕忽ニ取極候ヨリ種々ノ不都合ヲ醸シ或ハ修身方  
ヲ過リ候者不少却テ破産ノ基ニ付自今分家分籍致シ度者ハ素ヨリ家屋等ヲ設ケ  
確乎将来ノ目的相立候上出願候様区内無洩論違可致一

維新政府が保護しようとした「家」は、かえって徴兵忌避のとりでと  
されたわけである。軍政当局者は、行政解釈と徴兵令の改正で対抗し  
た。一八七四（明治七）年の「徴兵令参考」とその改訂、一八七九（明  
治十二年）、一八八三（明治十六）年の徴兵令の改正などで、免役のわく

は、次第にせばめられた。それでも人々は、あの手この手の免役理由をひねり出そうとした。当時、全国的に「徴兵免役心  
得」、「徴兵免否鑑定所」「兵役問答」といったたぐいの出版物が氾濫し、適齡青年を好餌こじに販売されていたという（菊池邦作  
『徴兵忌避の研究』）。徴兵忌避に用いられた手立ては、「家」のことだけでなく、「病弱・不具者」という身体的な免役理由のた  
めに、自分で体を傷つけたり、あるいは病気を捏造ねつぞうするなどということもあった。これには、当時、人々の生活と密着して医  
業を営んでいた医者が、多分にかかわっていたようである。そのためであろう、県当局がたびたび、診断書について、「雛形」  
による形式の統一と、輕忽けいごな発行を厳しく戒しめていた（『神奈川県庁達』一八七七年九月二十九日、十月六日）。

「医業ノ者病人ヘ診断書ヲ請求候者有之節ハ篤ト其病症ヲ診察候上ナラデハ輕忽ニ授與難致ハ勿論ノ儀ニ候タル毎年徴兵ノ際兵役ヲ忌避セ  
ントスル者ヨリ濫リニ証書ノ依頼ヲ受ケ候迎病症ノ輕重モ不問容易ニ授與シ甚シキハ診察ヲモ不致者モ有之趣不都合ノ至ニ候条右等心得違  
無之様屹度該營業ノ者ヘ可相達以旨相達候事」

神奈川県は、甲部巡察使関口隆吉が報告しているように徴兵令施行以来徴兵を忌避するものが多かった（資料編Ⅱ近代・現代

(1) (111)。

第2章 神奈川県再編と諸改革

第14表 徴兵免役規定の変遷

	身長 (下限)	免役規定(要旨)・代人制
1873. 1. 10 徴兵令 (太政官布告 番外)	5.1尺(曲尺)  ※ (1875. 1) 歩5.1尺 砲5.4尺 他5.35尺	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊤体格不良者</li> <li>㊦陸海軍将校生徒</li> <li>㊧官吏, 所定学校生徒とその修業者</li> <li>㊨一家の主人・養子・嗣子・承祖の孫・独子独孫</li> <li>㊩犯罪者(徒以上の刑を受けたもの)</li> <li>㊪父兄病気でこれに代わる者, 兄弟在役の者</li> <li>㊫代人料270円上納者(常備・後備軍とも免)</li> </ul> ※(1873. 12. 5)㊧の「徒以上」を「除族並に懲役実決1年以上」に改正 ※(1874. 6)㊧に「教導職試補」を追加 ※(1875. 2)㊧の「教徒職試補」を削除(復旧) ※(1875. 3)再度追加 ※(1875. 3. 25)服役中の下士・兵の家庭事情変化し一家生計上本人の免役を要する場合を認める
1875. 11. 5 徴兵令改正 (太政官布告 162号)	歩5尺 ※ (1875. 12) 歩4.9尺	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊬兄弟在役の者を, 兄弟が常備兵役中の者に限定</li> </ul> ※(1874. 12, 75. 10, 77. 1) 免役条項の拡大解釈を戒めるため, 規定の解釈を明示
1879. 10. 27 徴兵令改正 (太政官布告 46号)		[全面改正]  <ul style="list-style-type: none"> <li>㊭除役一体格不良者・懲役1年以上の刑を受けたもの</li> <li>㊮免役(国民軍以外は免役)一戸主父50歳以上の者の嗣子・承祖の孫・養嗣子, 官吏, 教員</li> <li>㊯平時免役一父50歳未満の者の嗣子, 承祖の孫・養嗣子, 陸海軍学校生徒, 船員など</li> <li>㊰平時1年猶予一海軍志願者, 兄弟常備在役の者など</li> <li>㊱代人料を㊯にも新設(135円)</li> </ul>
1883. 12. 28 徴兵令改正 (太政官布告 46号)	兵種決定は身長のほかは技芸, 職業を勘案	[全面改正]  <ul style="list-style-type: none"> <li>㊭除役一体格不良者</li> <li>㊮猶予制一1879. 10の㊮免役を廃止し, 戸主, 戸主60歳以上の者の嗣子・承祖の孫, 兄弟現役の者, 陸海軍学校生徒など</li> <li>㊯要件の存する間のみ猶予一1879. 10の㊯平時免役を改正</li> <li>㊰廃止</li> </ul> ○代人制は全面廃止
1889. 1. 22 徴兵令改正 (法律1号)	※ (1896. 4) 歩・騎・輜 5尺2寸 砲工 5尺4寸 ※ (1919. 7) 5.4尺	[大制限]  <ul style="list-style-type: none"> <li>㊭免役一1883. 12の規定に同じ</li> <li>㊮猶予一中学以上の在学者, 外国留学生等は26歳まで</li> <li>㊯師範卒の猶予を廃し短期現役に</li> <li>㊰兵役忌避者に罰則(1月~1年の禁錮刑に3~30円の罰金を加える)</li> </ul> ※(1893. 3) ㊮の猶予を28歳まで ※(1906. 4) ㊮の外国留学生中, 従来韓国のみ除外. 新たに露領サガレン・沿海州, 清国, 香港, 厦門を加える ※(1918. 3. 30) 6年の懲役または禁錮以上の者は除外

『日本近現代史事典』から

第15表 神奈川県下の徴兵忌避者数

年次	徴兵検査時の 壯丁者(A)	失踪・逃亡者 (B)	(B)/(A)%, ( ) 内は全国
1880	5,736人	297人	5.17% (3.58)
1881	6,430	253	3.93 (4.47)
1882	5,987	287	4.79 (6.26)
1883	6,895	340	4.93 (6.90)
1884	7,126	284	3.98 (6.57)
1885	8,059	185	2.29 (6.36)
1886	9,478	780	8.22 (6.47)
1887	16,658	1,528	9.17 ~
1888	9,016	761	8.44 (7.69)
1889	7,433	795	10.69 (9.97)
1890	7,718	500	6.47 (9.97)
1891	8,435	641	7.59
1892	9,407	667	7.09
1893	7,587	670	8.83

井上清『日本の軍隊』、『神奈川県統計書』から

けていた。しかし、それでも「予メ老衰死ニ近キ輩ヲ分家セシ置キ、其死ヲ待テ死後養子トナシ、又ハ絶家再興ノ名ヲ以テ免役ヲ謀ル徒、猶未少カラス」(資料編II近代・現代(1)一〇三)と巡察使の関口が書いているように、免役率はまだ七〇%以上にもなっていた。このような合法的な免役手段のほかに、自ら姿をくらまして徴兵を免れるために、かなりの者が、徴兵検査時に失跡・逃亡している。第十五表によると、一八八九(明治二十二年)の全国における逃亡・不参者は徴兵適齢者の九・九七% (約三万五千六百六十七人)で、神奈川県では、一〇・六九%にも達している。失踪・逃亡者は、全国に指名手配をうけ、つかま

県当局は区戸長らをかいて、説諭勧誘につとめて、なんとかこのような状態からの脱却をはかろうとしていた。しかし、その区戸長らは、「現今ハ人民ノ公選ナルカ故ニ、常人ニ望ヲ博スルニ汲々トシ、却テ徴兵忌避策ノ術ヲ助クルヲ之レ勤ムルカ如キ情ナキ能ハス」と陸軍当局から糾弾されるしまつてあった(『陸軍省沿革史』)。この「徴兵忌避策ノ術」が「戸籍更正願」であった。そのため、県は郡区役所や戸長役場に願書取扱事務の精密な実施を、しばしば指導している(『神奈川県布達』一八八一年十月六日、八二年四月二十一日)。そして、「戸籍点検」、「戸籍照較」、「質問」、「送籍地調査」の四つの手順からなる「徴兵下検査手続」を決め、兵事課を新設し、徴兵事務官を町村に巡回させるなどの取締方法を設けて、「且ツ説諭勧誘等ニ力ヲ尽クセルヲ以テ忌避スルモノ漸ク減少スルノ状況ナリ」というところまでこぎつ

れば翌年は先入兵としてまづ先に服役しなければならなかった。また、その責任は、家族や戸長らにまでのしかかるのであった。あるいは、常備兵として入営した者も、塙（へら）を高くして、まるで懲役場のようであったといわれる営舎から逃亡する者も出ている『川崎市史』『町田市史』下巻『藤沢市史』第三巻。このような、徴兵を免れようとする個人的な忌避行為は、この時期、国庫は二万人以上の兵員を養うにたえない状態にあるという意見もあったから（『兵制関係資料』）、むしろ結果的には強制徴兵を確立する過程で抵抗力を分散させることになったともいえる（『講座日本歴史』4）。

一八八五（明治十八）年九月二十一日、県は、「郡区兵事会準則」を定め、徴兵事務のみならず、在郷軍人の取り扱い、行軍演習の思想、兵役者家族慰労策など、兵事万般にわたる施策を着々と進めていた（『神奈川県布達』一八八五年九月二十一日）。

### 三 西南戦争と県民

#### 台湾出兵

一八七四（明治七）年五月、明治維新政府は台湾に出兵を決行した。これは琉球帰属問題をからめて、一八七一年に琉球諸島の船が台湾に漂着した時の乗組員の殺害、一八七三年に岡山県の漁民が、同地で略奪されたことなどを理由としていた。八月十五日、陸軍省は「達」をもって府県にこの年の徴兵補充兵にすべて入営することを指令し、さらに十五日には、臨時徴兵のため、徴兵連名簿と免役連名簿の差し出しを、十五日間という期限つきで命じた。この時の神奈川県内の徴兵は、二百六人で、常備兵百十三人、補充兵は九十三人であった。十月に常備兵・補充兵のうち歩兵は佐倉、宇都宮の営所へ、工兵は東京本営に入所した。この月イギリス公使のあつせんで、清国との和議が成立したため、「今般詮議ノ次第有之」ということで、臨時徴兵のうち補充兵にかぎり解隊することとなった。ところで二百六人の臨時徴募兵のうち、百八十

一人は、「志願ノ者ニ係ル」者であった（『神奈川県史料』第一巻）。徴兵免役者と失踪・逃亡者が多く出て、県官の頭を悩ましていたこの時期、志願兵の持つ意味は、徴兵制度は、農家の次、三男など社会の相対的過剰人口を対象にした強制募兵制度ではあったが、免役、失踪・逃亡などの状況からいって、台湾出兵時に志願した徴募兵は、旧小田原藩の藩士の人たちが多かったのではないだろうか。これを西南戦争の時の旧小田原藩の藩士動向からさぐってみよう。

### 西南戦争と県民

一八七七（明治十）年二月西南戦争がぼつ発した。一八七三（明治六）年の政府部内の征韓論分裂以後、西郷隆盛らは下野して鹿児島に帰り、私学校（篠原国幹の主宰する銃隊学校と村田新八の砲隊学校からなる）を中心

に子弟を養成していた。鹿児島では土族の支配体制が続いていて、維新政府の諸改革（学制・徴兵制・地租改正）をはじめとする「開明的諸政策」や、秩禄処分、廃刀令などの土族解体策に反対し、政府に不平と不満を抱いていた。西郷らは私学校の生徒に擁されて、挙兵し、熊本鎮台を攻撃した。政府は直ちに徴兵令による軍隊を派遣した。西南戦争の県民とのかかわりは、まず、二月十九日、県令野村靖は、県下に次のような「達」を出している。

「鹿児島県下暴徒兵器ヲ携ヒ熊本県下へ乱入反蹟顯然ニ付征討被仰出候ニ付テハ管下ニ於テ自然逆徒遁逃又ハ潜匿可致哉モ難斗ニ付嚴重取締致シ若怪敷モノ徘徊候ハ、速ニ取 置摸寄警察署へ被報知候様可致候此旨相違候事」

さらに二十四日には、旅客の取締りを、一層厳密にすることを旅客渡世の者（旅客営業者）に伝えることを区戸長に命じている。同じくこの日、第二後備軍の臨時召集の号令がかけられ、三日後の二十七日までに川崎駅へ集合することを、在郷の諸兵に急いで通知するようにとの「県達」が出されている。六月十一日には、四月にいったん、「本年徴兵合格者中身幹五尺未満之者時宜採用」の予定が、常備・補充兵で徴員が満たされたとして、五尺未満の者の「解放」を宣言しておきながら、「今般詮議之次第有之」という理由で「更ニ召集相成候義モ可有之」と言っているのけなければならないほど、戦況は政府にとって困難



第16表 西南戦争従軍死亡者・負傷者数

名 称		戦 死	負 傷	病 死	計
陸 軍	官 士	1			1
陸 軍	下 士	6	5		11
陸軍兵卒	衛 台 備 近 鎮 後	1	1		2
		100	78		178
		17	1		18
海軍造船所職工 新撰旅 団 備 備	撰 旅 備 備	1			1
		5			5
				12	12
				5	5
計		131	85	17	233

『神奈川県史料』第1巻制度部から

されている(『神奈川県史料』第一巻)。旧藩士が少ないのにくらべて、「農商等ノ召募ニ応スル者」は六十人と、二倍も多かった。戦は激戦をきわめたが、「農民兵士集団」とやゆされた近代軍隊の勝利をもって、九月二十四に西南戦争は終結した。この戦争に従軍した県民の実数は明らかでないが、戦病死者は百四十八人、負傷者は八十五人であった。負傷者に下賜されるはずの恩給も、「即今実践難相成」ということで、働き損の感もあった(『神奈川県布達』一八七七年八月三十日)。

この布達が出される一週間前の八月二十三日夜、東京板橋にある近衛砲兵大隊の兵士数百名は、軍隊内の待遇改善を要求して、一せいに蜂起して皇居に押しかけた。いわゆる「竹橋事件」である。この事件の直接の原因は、前年の西南戦争の恩賞問

な事態であったわけである。さらに、八月二日には、この「身幹五尺未滿」の補充兵が入営を命じられるのである(『神奈川県布達』一八七七年二月二十四日、四月二十五日、六月十一日、七月二十日)。入営時に病気などの理由で入営を延期した者は、規定では、六十日経過しても入営できない時は翌年回しとなるのであるが、この年にかぎって、規定にかかわらず入営延期の理由がなくなった。すぐに届出なければならなかった。政府に県は、士族反乱の鎮圧に躍起であり、そのため新しい軍事力の実力を証明するのに懸命だった。それでも、まだ「武力」が不足していたので、警視局は、旧士族を臨時に召募して「新撰旅団」を編成する。五月二十一日、これを受けて、旧小田原藩士族に対して志願者を募る。警視局の係員も出張して来るが、応じた者は、三十人ほどにすぎなかった。この理由は「旧藩士ノ門閥聊人望アル者異論ヲ唱へ」たからであると



1979年3月に横浜市港北区大聖院で開かれた竹橋  
事件小島万助追悼の集い 県史編集室蔵

題や、給与の切下げなどの待遇問題から生じた。この蜂起は、反乱の指揮をとるとされていた岡本少佐の裏切りなどもあって、簡単に鎮圧されたが、事件の連累者は、自殺一人、銃殺五十五人、准流十年以下の有罪三百三十一人（将校八、下士二十七、兵士二百九十六）あわせて三百八十七人にもぼり、日本軍政史上最大の反乱事件であった。五十五名の処刑者の中に、二人の神奈川県出身者がいた。橋樹郡箕和村（現在横浜市）出身の小島万助と、大住郡粕屋村（現在伊勢原市）出身の近藤祖舟（あるいは祖丹）である。小島万助は、事件の最高首謀者の一人として死刑を宣告され執行されている。小島万助は、軍隊内の非合理的な待遇にたいする日常的な不満だけでなく、徴兵制度そのものに対する批判という観点から事件に参加したと「口供」している（大畑哲「竹橋事件と神奈川県」『倫社・政経研究』十二号）。西南戦争の鎮圧に力を発揮した徴兵軍隊であったが、大きな矛盾をかかえていたわけである。徴兵免役の風潮がはびこるなかで、政府は、徴兵の実をあげようとして着々と施策を打ち出していたが、一八八〇（明治十三）年代の後半からは、「徴兵報労義会」や「兵事会」「兵事報労会」などが、郡・県の行政指導の下に町や村、あるいは郡を単位として設立されるなど、町や村をあげて徴兵制度を支える方針をかかげ、徴兵軍隊を社会に根づかせようとしていった（「明治十七年一月照会留」曾根田家文書、「二八八八年神奈川県公報」）。これらの施策は、日清・日露の二つの対外戦争を経て、国家主義教育の定着化とあいまって、社会に広まっていた。